

## 大島商船高等専門学校梅木信子奨学基金取扱規則

制定 平成 28 年 10 月 3 日

### (設置)

第 1 条 大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）に、梅木信子氏から受け入れた寄附金を原資として、梅木信子奨学基金（以下「奨学基金」という。）を設置する。

### (目的)

第 2 条 奨学基金は、本校に在籍する学生の学業支援のため奨学金を給付することで、社会に貢献できる技術者を育成することを目的とする。

### (奨学基金の管理)

第 3 条 奨学基金は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則の定めるところにより受入れ、管理する。

### (奨学生の資格要件)

第 4 条 奨学金の給付を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、本校商船学科に在籍し、海事技術者を目指す学生で、経済的理由により奨学金を必要とする者とする。  
2 その他校長が特に必要と認めた者（災害等による場合は全学科に適用）

### (給付期間、給付額及び給付時期)

第 5 条 奨学金の給付期間は 1 年間とし、年度ごとに選考を行い、奨学金の給付額は、1 件当たり 15 万円とし、決定時に一括して給付する。ただし、前条第 2 項による場合、奨学金として 1 件当たり 10 万円を給付する。

### (奨学金の申請)

第 6 条 奨学生として採用を希望する者は、「奨学基金申請書」（別紙様式 1、別紙様式 2）を校長へ提出しなければならない。

### (奨学生の決定)

第 7 条 校長は、申請のあった者の中から厚生補導委員会の議を経て奨学生を決定し、本人に通知するものとする。

### (給付の取り消し)

第 8 条 奨学生として決定された者が、次の各号に該当した場合は、全部または一部の奨学金の返納を命じる場合がある。

- (1) 奨学金を給付されている学生が休学または退学した場合
- (2) その他、奨学生として不適当と認められるに至った場合

(奨学金の事務)

第9条 奨学基金受給者決定に係る事務は、学生課において行い、受給者への支給手続きは総務課において行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、奨学基金の取扱いに関し必要な事項は、厚生補導委員会の議を経て校長が決定する。

附 則

この規則は、平成28年10月3日から施行し、平成28年4月5日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年8月2日から施行する。



